



鳥取県公報

平成14年4月26日(金)
号外第81号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(16)(任用課)..... 1
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(17)(給与課)..... 3
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(18)()..... 4
人委告示	選考により採用又は昇任させる職(2)(任用課)..... 6
	口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正(3)()..... 6

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年4月26日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第16号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下本則において「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下本則において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下本則において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(選考による採用又は昇任の方法) 第8条 第19条第1項各号若しくは第20条第1項各号に掲げる職又は第19条第2項若しくは第20条第2項に規定する職への選考は、任命権者の請求に基づき、任命しようとする者についてその都度行うものとする。	(選考による採用又は昇任の方法) 第8条 第19条及び第20条の規定により指定された職への選考は、任命権者の請求に基づき、任命しようとする者についてその <u>一度</u> 行うものとする。
(選考により採用する職) 第19条 <u>次に掲げる職</u> への採用は、それぞれ選考による	(選考により採用する職) 第19条 <u>次の各号に掲げる職</u> への採用は、それぞれ選考

ものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1)~(4) 略

(5) 医師、歯科医師、看護師、准看護師、武道指導員、犯罪鑑識技術、少年警察補導員、自動車運転免許試験員、航空整備士及び航空機の操縦に従事する警察官の職

2 前項各号に掲げる職以外の職で試験によっては採用が困難となるおそれのあるものとして人事委員会が定めるものについて法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があった場合には、当該職に係る採用は、選考によることができる。

(選考により昇任させる職)

第20条 次に掲げる職への昇任は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1)~(3) 略

(4) 前条第1項第5号に掲げる職

2 前項各号に掲げる職以外の職で試験によっては昇任が困難となるおそれのあるものとして人事委員会が定めるものについて法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があった場合には、当該職に係る昇任は、選考によることができる。

附 則

1 略

2 第20条第1項第2号の試験及び選考には、他の都道府県又は地方自治法の一部を改正する法律(昭和31年法律第147号)による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第2項の市において従前の規定により行われた試験又は選考により現に任用されている職員の当該試験又は選考を含むものとする。

3及び4 略

によるものとする。この場合においては法第17条第3項但書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1)~(4) 略

(5) 試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職

(6) 前5号に規定するものの外、人事委員会が試験によることが不適当であると認める職

(選考により昇任させる職)

第20条 次の各号に掲げる職への昇任は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項但書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1)~(3) 略

(4) 試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職

(5) 前4号に規定するものの外、人事委員会が試験によることが不適当であると認める職

附 則

1 略

2 第20条第2号の試験及び選考には、他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第2項の市において従前の規定により行われた試験又は選考により現に任用されている職員の当該試験又は選考を含むものとする。

3及び4 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部改正)

2 職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（採用選考の委任）</p> <p>第2条 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第19条第1項第4号に掲げる職及び同条第2項に規定する職のうち単純な労務に従事する職員の職への採用の選考については、各任命権者にその権限を委任する。</p>	<p>（採用選考の委任）</p> <p>第2条 職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第19条第4号に規定する職及び同条第6号に規定する職のうち単純な労務に従事する職員の職への採用の選考については、各任命権者にその権限を委任する。</p>
<p>（昇任選考の委任）</p> <p>第3条 職員の任用に関する規則第20条第2項に規定する職のうち単純な労務に従事する職員の職への昇任の選考については、各任命権者にその権限を委任する。</p>	<p>（昇任選考の委任）</p> <p>第3条 職員の任用に関する規則第20条第5号に規定する職のうち単純な労務に従事する職員の職への昇任の選考については、各任命権者にその権限を委任する。</p>

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 4月26日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第17号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 条例第33条第1項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 条例第33条第1項の人事委員会規則で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、</p>

休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第3条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）若しくは給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等若しくは同条例第14条後段に規定する人事委員会規則で定める日（以下この項において「休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

3 略

休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第3条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）若しくは給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等若しくは同条例第14条後段に規定する人事委員会規則で定める日（以下この項において「週休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの

3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年4月26日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第18号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇) 第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	(特別休暇) 第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。
1～11 略	1～11 略
12 妻（届出をしないが事実上婚姻関） 3日を超え	12 妻（届出をしないが事実上婚姻関） 3日を超え

係と同様の事情にある者を含む。)の出産の場合	ない範囲内でその都度必要と認める期間	係と同様の事情にある者を含む。)の出産の場合	ない範囲内でその都度必要と認める期間
12の2 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間		
13~19 略		13~19 略	

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇) 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	(特別休暇) 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。
1~11 略	1~11 略
12 妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産の場合	12 妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産の場合
3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
12の2 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
一の年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	
13~34 略	13~34 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第2号

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第19条第2項及び第20条第2項に規定する人事委員会が定める職を次のように定める。

昭和33年鳥取県人事委員会告示第4号（選考により採用又は昇任させる職について）は、平成14年4月25日限り廃止する。

平成14年 4月26日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職

(1) 心理療法士、心理判定員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、保育士、児童指導員、薬剤師、栄養士、歯科衛生士、衛生検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、あんま師、保健師、助産師、企業診断員、職業指導員、職業訓練指導員、工芸（デザイン）技術、窯業技術、製紙技術、木材工業技術、染織技術、計量士、電話技術、無線技術、船舶乗組員、司書、学芸員及び速記者の職

(2) 単純な労務に従事する職員の職

(3) 機械技術、電子工学技術、生物工学技術、獣医師、水産、講師、有機化学技術、言語聴覚士、国際、造園、経営指導、県立盲学校、聾学校及び養護学校の介助職員、プログラマ並びに通訳の職並びに理学療法士の職務に準ずる職務に従事する職員、企業診断員の職務に準ずる職務に従事する職員、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員及び学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職

2 規則第20条第2項に規定する人事委員会が定める職

(1) 1(1)及び(2)に掲げる職

(2) 警察官昇任特別選考基準に適合する職員の職

鳥取県人事委員会告示第3号

平成11年鳥取県人事委員会告示第3号（口頭による開示請求ができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成14年4月26日から施行する。

平成14年 4月26日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 口頭による開示請求ができる個人情報の内容等			1 口頭による開示請求ができる個人情報の内容等		
個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求ができる期間	個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求ができる期間
鳥取県職員採用試験のうち試験の種類が警察事務以外のもの	第1次試験の受験者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の合格者発表日から1年間	鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)並びに鳥取県職員採用試験(高校卒業程度)のうち試験の区分が一般事務及び学校事務のもの	第1次試験の受験者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の合格者発表日から、第1次試験の合格者にあつては最終合格者発表日から1月間
	第2次試験の受験者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに最終順位	最終合格者発表日から1年間		第2次試験の受験者の試験種目ごとの得点	最終合格者発表日から1月間
第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点との総合合計得点及び最終順位		第1次試験の不合格者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位		第1次試験の合格者発表日から1月間	
鳥取県職員採用試験のうち試験の種類が警察事務のもの	第1次試験の不合格者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の合格者発表日から1年間	鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)及び鳥取県警察官採用試験(高校卒業程度)	第1次試験の不合格者(警視庁又は兵庫県 ¹ の警察官を併せて志望している者を除く。)の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の合格者発表日から1月間
鳥取県警察官採用試験	第1次試験の不合格者(他の都道府県の警察官を併せて志望している者を除く。)の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の合格者発表日から1年間	<p>なお、試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点は、試験種目ごとの得点及び合計得点並びに総合合計得点をそれぞれ100点満点に換算した得点によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 開示請求ができる期間の特例</p> <p>次の個人情報取扱事務について口頭による開示請求ができる期間は、1にかかわらず、平成11年10月1日から同月29日までとする。</p> <p>(1) 平成11年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)</p> <p>(2) 平成11年度鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)</p>		
2 略			2 略		

